

児童養護施設退所後の自立困難軽減に向けた地域養護活動の可能性

—旧・沢内村（現・西和賀町）における取りくみを事例として—

○ 大阪大谷大学 井上 寿美 (007221)

笹倉 千佳弘 (就実短期大学・007988)

[キーワード] 外集団, 認識が広がる, 主観的事実

1. 研究目的

本研究の目的は、児童養護施設在所中に施設の子どもが参加する地域養護活動が、いかなる点において、施設退所後の自立困難軽減に向けた可能性を有しているのか、旧・沢内村（現・西和賀町）における取りくみを事例として明らかにすることである。

先行研究における社会的養護経験者の自立困難事例（立川 2000；大村 2006；相澤 2008 など）から、彼女/彼らが、所属意識を有していない外集団との関係構築の困難さが自立を阻む要因の1つになっていることがわかる（笹倉・井上 2015）。しかしこれまで、児童養護施設退所者の自立支援に関して、リービングケアやアフターケアなどについて議論されてきたものの（伊部 2015；小木曾 2011；斎藤 2008 など）、管見の限り、子どもの外集団認識を視野に入れた議論はおこなわれていない。

なお地域養護活動とは、児童養護施設の子どもの日常生活から離れた地域をフィールドとして、児童養護施設の職員や地域住民などが、子どもと共に地域の暮らしを経験しながら、協働して子どもを養護する諸活動のことである。

2. 研究の視点および方法

子どもと子どもをめぐる「ひと・もの・こと」との間の動的な関係を子どもの生きられた経験としてすくいあげるため、地域養護活動における参与観察のフィールドノートや、地域養護活動に関わる地域住民に対する聞き取り調査の資料をもとにして切り出したエピソードを、子どもの主観的事実を重視した視点から分析・考察をおこなう。参与観察は、2012年8月、2013年8月、2014年9月に実施し、聞き取り調査は、2011年8月、2012年2月に非構造化されたグループインタビューとして実施した（詳細は当日の資料に譲る）。

3. 倫理的配慮

関西福祉大学社会福祉学部研究倫理審査委員会で承認されており、「日本社会福祉学会研究倫理指針」を遵守した。調査にあたっては、調査協力者に調査目的などについて説明し同意を得た。調査結果の公表にあたり、地名・事業名を固有名詞のまま表記することに関しては、関係者から了解済である。

4. 研究結果

地域養護活動を経験した子どもは、認識が広がる経験をしていた。たとえば、外集団の「ひと」に対する以前の理解を残しつつ、「自分を大切にしてくる特定の他者がいる」「自分に力を貸してくれる特定の他者、自分が力を貸す特定の他者がいる」、外集団の「もの」に対する以前の理解を残しつつ、「自分の心に響くものがある」「特定の他者に託せるもの、

特定の他者から託されるものがある」、外集団の「こと」に対する以前の理解を残しつつ、「特定の他者と一緒になりたいことがある」「特定の他者に働きかけたいこと、特定の他者から働きかけられることがある」というように、である。つまり、地域養護活動を経験した子どもは、特定の外集団の「ひと・もの・こと」が多面性を帯びたものであると認識するようになったのである。

旧・沢内村における特定の「ひと・もの・こと」に対する認識は、旧・沢内村に属するすべての「ひと・もの・こと」が多面性を帯びたものであるという認識に、さらには、旧・沢内村以外の外集団に属する「ひと・もの・こと」も多面性を帯びたものであるという認識に広がる可能性がある。なぜなら、外集団における特定の「ひと・もの・こと」に対する認識は、外集団均質性効果*によって、実際には差異を含む外集団の「ひと・もの・こと」が、似ているものとしてカテゴリー化されるからである。

以上からわかるのは、児童養護施設在所中に旧・沢内村での地域養護活動に参加し、外集団に対して認識が広がる経験をした子どもは、施設退所後、特定の外集団との関係構築に躓いたとしても、そのことによって、自らが生きる世界に対して、必ずしも、決定的なダメージを被るというわけではないということである。この点において地域養護活動は、児童養護施設退所者の自立困難軽減に寄与する可能性を有していることが明らかになった。

5. 考察

児童養護施設退所者の自立困難軽減の可能性を有する地域養護活動は、いかなる地域社会であれば実施できるものであろうか。その条件を探るための第一歩として、旧・沢内村という地域社会に、住民による子どもにとらえ方という観点から考察を加える。

旧・沢内村は、1950年代半ばでも豪雪・貧困・多病多死の三重苦を抱え、全国でも有数の乳児死亡率の高い村であった。その後、深沢晟雄村長の生命行政により、子どもは「村の宝」となり、健康で丈夫に育てることがめざされるようになった。三重苦に悩まされた村であったからこそ、生存の絶対肯定に根差す、子どもを尊重するという気風が醸成された。また、旧・沢内村のこのような気風は、子どもを、護り育てるという保護の対象や、最善のものを与えるという付与の対象とするだけでなく、子どもを権利行使の主体ととらえ、参加・参画の権利を保障するという形で具現化されていった。「(地域養護活動の魅力は)、何をしてもらったかではなく、何をしたかである」という地域養護活動を経験した子どもの語りは、このことを裏付けていると言えるであろう。

以上から、子どもを権利享受の主体ととらえて大切にするだけでなく、子どもを権利行使の主体ととらえるような子ども観が根付く地域であることが、児童養護施設退所者の自立困難軽減の可能性を有する地域養護活動の実施条件の1つであると考えられる。

本研究は、日本学術振興会平成22-24年度科学研究費(研究課題番号:22500707,研究代表者:井上寿美)、日本学術振興会平成25-27年度科学研究費(研究課題番号:25380819,研究代表者:井上寿美)の助成を受けておこなったものの一部である。

【註】*自分が所属しているとみなす内集団には成員間の多様性・複雑性を認めるが、所属していないとみなす外集団成員は、だれもが似通っているように知覚する傾向のこと。【文献】当日の資料に譲る。